

1. はじめに

2022 年度から警察庁はゴールド免許の優良ドライバーに限って、運転免許更新時の講習を 2 月 1 日から北海道、千葉、京都、山口の 4 都道府県からオンライン化されます。オンライン受講の試行は、5 年以上継続為して免許を持ち、無事故無違反などの条件を満たす「ゴールド免許」を保有する 70 歳未満の優良運転者が対象となります。

2024 年度末までに全国規模に実施する計画です。

【接続する際は本人確認のために更新通知はがきに記載された管理番号や QR コードでパソコンやスマホに読み込ませると専用ページにつながる。】

視聴の時間や場所について問題はありますが、適正に受講してもらうために、動画は早送りできないようになっており、画面上でテストを行うことも検討している。

その後は従来通り、運転免許センターなどの施設に出向き、視力検査・写真撮影などをした上、免許証を受領することになります。

警察庁によると、2020 年度の更新時講習を受講した優良ドライバーは約 908 万人で、更新者全体の約 6 割に上っています。

◆ ゴールド免許の要件

- ① 免許の継続経過年数が 5 年以上
 - ② 過去 5 年間に「無違反」であり
 - ③ 過去 5 年間に「重大違反そのおかし等」や「道路外致死傷」を犯したことがない者
- 等がゴールド免許の要件となります。



現在、日本国内の免許保有者数は、前年比 0.2% 減の 8,207 万 6,223 人特に 65 歳以上の高齢者免許保有者数は 1,638 万 9,380 人となっております。

警察庁が 2022 年 1 月 4 日に発表した報告書によれば、2021 年における全国の交通事故死者は(24 時間以内に死亡)の数は 2,636 人となり、2020 年の 2,839 人から 203 人減少したことが明らかになりました。

65 歳以上の高齢者死者数は 1,520 人で、全体の 57.7% (前年比 1.5 ポイント増) を占めています。

都道府県別では、神奈川が 142 人、大阪が 140 人、東京が 133 人で、最も少なかったのは島根で 10 人でした。

交通事故死者数のピーク時は 1970 年の 16,765 人を境に減少傾向が続いています。

警察庁から減少傾向として取り上げた特徴として

- 歩行者の安全確保に向けた交通安全教育
- 運転車に対する指導取締り強化
- 自転車の遵法意識の向上に向けた交通安全教育
- 生活道路における安全確保



などの複合効果による成果として、これらの対策が積み重なり、確実に交通事故の悲劇を減らしていることです。

しかし、依然として高齢者の事故が増加傾向にあることです。

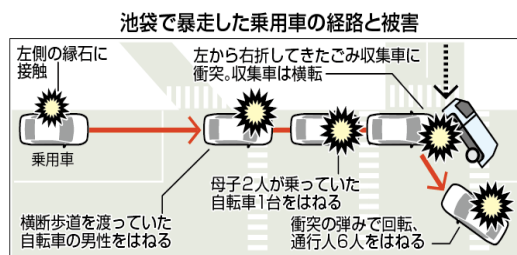
これに対し、運転免許の免許自主返納は、年々増加し続けています。2018年にやや低迷し、2019年以降は再び増加することになります。特に65歳以上のドライバーが運転免許証を自主返納したことが特徴です。

※2021年 55万2381人・2020年 51万9188人・2019年 60万1022人・2018年 42万1190人・2017年 42万38900人

今までの統計上で運転免許証の自主返納年度数は、2019年が非常に多く前年比42.7%増の60万1022人を超えており、制度が始まった1998年以降、最多でした。

背景には2019年4月に東京都豊島区池袋で発生した旧通産省工業技術院の元院長(88歳)による暴走事故などで社会的な高まったことが背景だと思えます。

暴走死傷事故による意識が高まったことを背景に、運転免許自主返納が大幅に増加していることです。



2019年4月19日午後0時25分頃、東京都豊島区池袋の都道で発生した事故現場

高齢ドライバーによる事故を防ぐため、警察庁は車の運転技能を確認する「運転技能検査」を導入し、過去に一定の交通違反や事故を起こした高齢ドライバーを対象に、免許更新時の受検を義務付ける方針を明らかにしています。

自動ブレーキや、アクセルとブレーキの踏み違い時に抑制装置などを搭載した安全サポート車(サポカー)に限定した免許の創設も決めたことです。

2022年度の通常国会への道路交通法改正案の提出を目指し運用開始を見込

んでいることです。

検査は運転の欠点などが分かるよう点数制とし、免許の更新期限までは繰り返し受けられるが、基準未滿の「不合格」が続き、免許の更新期限を過ぎると失効してしまいます。

受検の負担などを考慮し、検査対象は一定の交通違反や事故を起こした高齢ドライバーに限定し、対象年齢については認知機能検査が必要な「75 歳以上」か、事故リスクがより高まる「80 歳以上」とする考えです。

70 歳以上に義務付けられている高齢者講習での実車指導も見直す方針と同時に、従来は運転操作の改善を促す程度とどまっていたが、運転操作をランク付けなどで評価し、結果を本人に通知する仕組みの導入を検討していることです。

65 歳以上の運転免許保有者は 879 万 1045 人で全体の 36% 占めており、高齢者のうち、ほぼ 3 人に 1 人が運転免許を保有していることになります。運転免許保有者の最高齢は 104 歳の男性ですが、全国で 4 人保有しています。

サポカーの限定免許は恒例ドライバーに限らず、初めて免許を取得する際に選択できるほか、すでに保有している「普通免許」などからの切り換えも可能とし、主に免許の自主返納を検討しつつ踏み切れない高齢ドライバーが、自主的にサポカー限定に切り換えるケースを想定とします。

今後、国土交通省が定める安全基準などの要件を踏まえ、限定免許の対象とするサポカーの安全機能についても定める方針です。



2. あおり運転

あおり運転は他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にも繋がる極めて悪質で危険な行為です。

これまで直接、取締まる規定はなく 2020 年 6 月 30 日から「妨害運転罪」が創設されました。それまでの取り締まりは「安全運転義務違反の車間距離違反・蛇行運転・割り込み等など」に従事していたのですが、悪質運転に対し適用する危険運転致傷罪は、今から 20 年以上前になりますが、1999 年に東名高速道路上で大型トラックが飲酒運転により乗用車に追突する事故が発生し、女児 2 人が死亡事故を契機に 2001 年の刑法改正で新設され、悪質とされる「故意犯」には最高刑懲役 15 年に改正された後、2005 年には最高刑懲役 20 年に引き上げられたことです。

それまでは交通事故は不注意が原因として「過失犯」とされ、業務上過失致死罪が適用されていましたが、処分を不服として遺族と負傷者の家族が異議申し立てたことから、刑法が改正されました。

◆2011 年に栃木県鹿沼市でクレーン運転手が「てんかんの発作」が原因で登校中の児童 6 人を跳ねて死亡事故が発生しております。

◆2012 年には「てんかんの発作」による京都市東山区・祇園で 7 人が死亡し、11 人が負傷する人身事故から罰則の見直しが始まりました。

◆2014 年に刑法から自動運転死傷行為処罰法に移行し拡大されました。
(統合性失調症、低血糖症、そううつ病、再発性失神、重度の睡眠障害、てんかん等など) の 6 種類型が始まりました。

◆2015 年に北海道砂川市にて一家 5 人が死傷した飲酒ひき逃げ事故で、自動車運転死傷行為処罰法違反(危険運転致死傷罪)などに問われ、懲役 23 年の判決が言い渡されています。

◆2017 年に発生した神奈川県大井町の高速道路上における追突事故では、横浜地裁は争点だった危険運転致死傷罪の成立を認め、I 被告に懲役 18 年の判決が言い渡されたのをきっかけに、法改正が加速する形となりました。



2017年6月5日神奈川県大井町高速道路上で発生した事故現場

あおり運転対象となる改正道交法違反の 10 類型

悪質なあおり運転が後を絶たないことを受け、刑法の暴行罪より重い法定刑を定めました。(上記 10 類型、参照)

- ① 対向車線からの逆走や接近
- ② 前方での急ブレーキ
- ③ 車間距離を詰める
- ④ 急な割り込みや車線変更
- ⑤ 左側からの乱暴な追い越し
- ⑥ 不要なパッシングの継続
- ⑦ 不要なクラクションの反復
- ⑧ 幅寄せや前方での蛇行運転
- ⑨ 高速道で低速走行 (50km/h 以下での走行は乗り入れ禁止)
- ⑩ 高速道で駐停車



1回の違反で直ちに免許を取り消す。各都道府県の警察当局は厳罰化について周知徹底を図るとともに取締りの強化を図ります。

暴行罪「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」高速道路で他の車を止めるなどの「著しい危険を生じさせた場合」は「5年以下の懲役または100万円以下の罰金」が科せられ、違反点数は直ちに免許取り消しとなる25点（欠格期間2年）、「著しい危険」では35点（欠格期間3年）とし、前歴や累積点数がある場合は、欠格期間は最大で10年となります。

上記に記載した内容を参考にして下さい。また各事業所で運転される皆さんに説明をして行きたいと思います。

◆あおり運転の特徴

あおり運転は、下記に記載してある道路交通法違反行為などを組み合わせた危険運転を指します。

道路上で他の自動車やバイク、自転車など他の車両をあおり、交通の危険を発生させる行為が含まれます。例えば前方の車に進路を譲るように強要したり、車間距離を詰めたり幅寄せしたり、追い回したり無理に割り込んだりすることもあります。

- ① 車間距離不保持
- ② ブレーキ禁止違反
- ③ 進路変更禁止違反等など



あおり運転の典型は、他車との車間距離を詰めすぎる「車間距離不保持」ですが、2020年13787件、2019年には13797件、2018年は8163件、2017年は6139件ほど全国の警察にて車間距離不保持違反で検挙されています。妨害運転による2021年度、全国警察による検挙件数は自転車も含めて58件「異常な接近」が最多でした。

車間距離に限って見てみますと「車間距離不保持」にあたりますが、あおり運転とみなされる車間距離が具体的に定められておりません。走行する速度によって車が停止できる距離が異なることから、「後続車との距離が近い気がする」というだけでは「あおり運転をされている」と断言はできません。高速道路であおり運転をされていると感じた場合、左に車線変更して後続車を先に行かせて下さい。（警察110番通報すると同時に、一般道路の場合は左側路側帯に寄せて止めて下さい。）

もし、高速道路の場合、道を譲っても被害が続くなら、付近のパーキングエリアやサービスエリアに退避して下さい。

※あおり運転に具体的な車間距離の規定は存在しません。

※車間距離を詰めることはあおり運転の定義の一つです。

※あおり運転をされていると感じたら、とにかく譲るのがベストです。

○危険な程度まで前の車両との車間距離を狭めたり、異常に近くに幅寄せしたり、強引に右折したり、強引に割り込んだりする行為。

○他の車の間に割り込み、いきなり急ブレーキをかけて相手を威圧する、割り込んだことでクラクションを鳴らす場合。

等があり行為の運転になります。

進路変更、車線変更ともに、道路交通法上の明確な規定はありませんが、皆さんが運転している車両が前方に進行している場合、右斜め前、左斜め前に思い浮かべて下さい。

バスが左斜め前にある停留所に停止するために、幅寄せをする場合やその場所から発車しながら車線の中央に戻る動作もこれに該当します。

簡単に述べますと、同一の通行帯にとどまる範囲で斜めに進行すれば進路変更、さらに隣の通行帯まで変更する場合は、車線変更に該当します。

◆事業者も処分対象

道路運送法などでは、トラック、バス、タクシーの事業用自動車が飲酒や無免許運転などの「悪質違反」を起こした場合、国交省が事業者を監査したうえで、警告や車両の使用を停止させるなどの行政処分を行う規定などでしたが、2020年11月からトラックやタクシー、バスの乗務員があおり運転をした場合など使用する事業者も行政処分の対象となりました。

2021年6月28日千葉県八街市の朝陽小学校通学路下校中だった小学生5人の列に、トラックが突っ込む人身事故発生
(事故当時はアルコールの影響により居眠り状態 60歳運転手)



2019年9月横浜市京浜急行線の踏切で、立ち往生した大型トラックに快特電車が追突し脱線事故(トラック運転手 67歳死亡)

今回の事故は運行管理者の未選任や点呼の未実施などで、国土交通省及び千葉県警は会社と運行管理者の行政処分を科しています。

3. 一定の病気

平成25年に法改正された一定の病気をもつ運転者に対する対策です。改正法では、免許の取得・更新の際、「過去5年以内に病気で意識を失ったことがあるか」、など5つの問いに答える「質問票」の提出が義務付けられたことです。虚偽の申告をした場合、1年以下の懲役または30万円以下の罰金

が創設されたことです。(2015 年 11 月てんかんを隠し免許更新した 35 歳男性を虚偽申告で追送検している。【大阪府警】)

また、全国の交通事故発生状況等は、交通事故発生件数、死者数及び負傷者等とともに令和元年まで 16 年連続で減少しております。しかし、死亡者数については、昭和 23 年以降の統計からみると最小となりましたが、交通事故致死率が高い高齢者人口の増加を背景に、死者数全体に占める高齢者の割合が依然として高い傾向にあります。

特に 75 歳以上の運転者による死亡事故に占める高齢者の割合は 14.7% であり、依然として厳しい状況にあることです。

第 10 次交通安全基本計画に基づき本年度までに死者数を 2, 500 人以下、死傷者を 50 万人以下とする目標を掲げ、取り組みが始まっています。

それに伴い自動車保有台数は 8231 万台を超え、一世帯あたり約 2.25 台を保有しているという状況になっており、いまや自動車は、私達の日常生活だけではなく、様々な私生活及び経済活動の中において欠かせないものとなっている。その反面、自動車の普及に伴い、交通事故の発生、大気汚染、地球温暖化などマイナス面も生じていることです。

◆道路交通法改正に伴う重要点

【平成 27 年 6 月 1 日施行】

- ア. 統合性失調症
- イ. てんかん
- ウ. 再発性の失神
- エ. 無自覚性の低血糖症
- オ. そううつ病
- カ. 重度の眠気の状態等を呈する睡眠障害
- キ. その他、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断または操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気
- ク. 認知症
- ケ. アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

事業所等は免許保有者に対して、免許の停止・取り消しの対象となる病気に該当するかどうかを調査する必要があるときは「一定の病気の症状等」に関する報告を求められることとされました。

病気の症状があるにも関わらず、公安委員会に虚偽の回答をして免許を取得または更新した者には、罰則が科せられます。

虚偽回答した
場合



1 年以下の懲役または
30 万円以下の罰金

◆運転免許証更新の際「一定の病気等」に関する質問票の様式

該当する□にレ印を付けて回答して下さい。

1. 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます）を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある。
2. 過去5年間に於いて、病気を原因として、身体の全部又は一部が一時的に思い通りに動かなかったことがある。
3. 過去5年間に、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
4. 過去1年間に於いて、次のいずれかに該当したことがある。
 - ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
 - ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
5. 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。

（注意事項）

1. 各質問に対して「はい」と回答して、直ちに運転免許証を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されていることはありません。
2. 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
3. 提出しない場合は手続きができません。

※質問票を交付された更新申請者または免許申請者は、質問票に必要な事項を記載し、更新申請書または免許申請書とともに記載済みの質問票を係官に提出して下さい。



4. 携帯電話等などによる「ながら運転」

2019年12月に道路交通法が改正され「ながら運転」に対する罰則が強化されました。

運転中のスマートフォンや携帯電話の注視と通話行為はながら運転になり、違反点数(3点)、罰則、反則金(普通車で18,000円)が大幅に強化されています。

『高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。』

●「ハンズフリー通話しながら運転」について条例ではNGとなる自治体

があります。(高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。)になっております。

条例では、周囲の交通の音が聞こえなくなるようなイヤホンの使用に関して禁止しており、イヤホンを付けているだけで直ちに、違反ということではありませんが、各区都道府県の条例が施行されていますので、注意して下さい。なお、食べながらの運転や化粧しながらの運転は「ながら運転」の対象になりませんが、運転するすべての人は守らなくてはならない大事な決まりがあります。常に車を運転する義務があることです。もしこの様な原因で事故を起こした場合は、「安全運転義務違反」として処分されます。

また、「ながら運転」で事故を起こした場合、6点という大変重い罰則が待っており、一発で免許となることから事故を伴う「ながら運転」については、もはや軽微な違反でなくなっています。

「ながら運転」は走行中におけるテレビ視聴やナビ操作も該当します。

「注視」とは「注意して見る」、「じっと見ている」ことを指します。

警察庁の解釈では自動車が2秒間に進む距離を公開しています。

40km/h で 22 メートル走行

早さ＝距離×時間

早さ＝ $1000 \div 3600$

＝0.2777

＝約 0.3



つまり速度に 0.3 を掛ければ近い数字が計算することが出来ます。

1秒間に進む距離は速度×0.3 で覚えて下さい。

5. 車両故障等の発生状況と防止対策について

自動車の車両故障は、運転者が予期し得ない状態で、突発的に発生する場合が非常に多く、特に高速道路上においては多重衝突などの大きな事故になる可能性が高く、また、故障による路上駐車は、他の交通への著しい障害となるばかりではなく、連鎖事故を誘発する危険性もあります。

◆道路における故障発生状況

「一般道路」における電気装置 41.3%、走行装置 31.7%、エンジン包帯 8.1%となっており、高速道路では、走行装置 54%、燃料装置 12.5%、エンジン本体 12%となっており、一般道路及び高速道路においてもタイヤの故障発生件数が高く、過去の統計からタイヤの故障発生件数の割合が高いことから、事前にタイヤの摩擦量や外観の傷の確認及び空気圧の点検等を確実に実施して下さい。

◆2022年1月12日群馬県渋川町で発生した、大型ダンプカーの脱落したタイヤによる歩行者を直撃する事故が発生しています。

現在、国土交通省、渋川警察署は脱落した際の状況を調査中です。事前に点検することが肝要だと思慮されます。(会社、運行管理者も取調中)

一般道路にけるバッテリーの故障発生件数の割合が高く、過放電の割合がバッテリー故障全体の75.1%を占めており、バッテリーの長期使用による劣化、電装品の複数同時使用等によるオイルネータからの発電量を超えて、電力を消費することが原因と考えられます。



◆車両故障防止対策

車両故障の発生を防止するためには、車両故障発生状況について車種別・部位別・道路別等の特徴を把握した上で対策を講じて下さい。

ア. 日常点検

故障防止の具体的方法は、車両故障の発生状況をもとに、管理する車両の運行状況に応じて、日常点検を確実に励行することです。



イ. 定期点検

車両故障防止には、過去の車両故障の発生状況を踏まえて重点項目を定め、定期点検整備を確実に励行することです。

ウ. 重点項目

日常点検及び定期点検整備は、各々の点検項目にこれらの重点項目を加えて実施することになります。

整備管理者は、自動車の点検・整備等、自動車の管理に関する業務を確実に処理する必要があり、自動車の安全性を確保するための整備技術、自動車の管理能力等が求められます。

5. 交通事故（交通違反）を起こした運転者の責任

◆刑事責任

- ・刑法上の業務上（重）過失致死傷罪で「5年以下の懲役もしくは禁固又は100万円以下の罰金刑
- ・飲酒運転、重大な速度違反、信号無視など悪質、危険な運転で人を死亡又は負傷させた場合、危険運転致傷罪となる。
- ・死亡させた場合は1年以上の有期懲役、負傷させた場合は15年以下の懲役に処せられる。
- ・酒酔い運転、麻薬容運転のように悪質、危険なものは「5年以下の

懲役又は 100 万円以下の罰金(酒気帯 3 年以下懲役、50 万以下の罰金)

◆行政責任

- ・ 運転免許の取り消しや停止処分などがある。
- ・ 取り消し、効力を一定期間（6 ヶ月以内）停止したりする。
- ・ 点数制度とは過去 3 年間の交通違反や交通事故について、それぞれに定められた点数がつけられる。
- ・ その合計の点数が一定の基準に達した場合に、運転免許の取消しや停止などの処分をする制度

◆民事責任

- ・ 損害賠償として金銭によって行われる。(償い保障)
参考資料として
- ・ 保険制度には強制保険と任意保険とに分けられます。
車両を運転中に交通事故等が発生した場合 (任意保険に加入していない場合) は自動車損害賠償保険（強制保険）から補填されますが、死亡事故で 3000 万円までが補填範囲です。

◎任意保険の最高額について

死亡事故の場合、判例で最高額は 5 億 843 万円が支払われています。

被害者は歩行者横断禁止規制のある国道を酩酊状態で横断中、走行中のタクシーが衝突し、死亡させた事故です。

◆事故前 4 年間の平均所得が 5, 500 万円を超える高額所得者で合ったため、逸失利益が 4 億 7850 万円と高額によることから遺族側は 70 歳まで稼働出来ると主張したが司法の判断は就労可能期間を 67 歳と査定した。

この方は 41 歳の眼科医さんです。【判例 2011.11. 1 横浜地裁】参考まで・・・

令和 4 年 2 月 1 日

NPO 法人ケアセンター八王子 理事

国土交通大臣認定運転者講習 講師

文責 平井政敏